

社会福祉法人

武蔵野市民社会福祉協議会

個人情報保護規程第8条の規定に基づく

個人情報取扱事務目録

社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会 個人情報を取り扱う事務の事業一覧

	事業名	事業の目的	事業の概要
1	理事会	法人の業務決定を行う	理事会の開催
2	評議員会	法人の議決機関として、定款に定める事項の議決を行う	評議員会の開催
3	監査	理事の業務執行状況及び法人の財産状況を監査する	法人内部監査の実施
4	個人情報保護に関する事務	法人が所有する個人情報の適正な取扱い、保有個人情報の開示等の権利の明確化により、本会事業の適正な運営と個人の権利利益を保護する	個人情報の適正な収集及び管理、保有個人情報に関する事項の公表等
5	情報公開に関する事務	情報公開に関する必要事項を定め、本会の活動に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた本会運営を推進する	文書等の開示申出等による本会が管理する情報の公開等
6	コンプライアンス及び公益通報への対応に関する事務	職員のコンプライアンスに関する意識の向上と公益通報に関する適正な処理の仕組みを定め、不正行為の早期発見と是正及び通報者の保護を図る	コンプライアンスの遵守及び違反行為に対する通報義務等
7	苦情解決に関する事務	本会事業に係る利用者の苦情に対し、その解決のため体制を整備し、利用者の権利を擁護し、適切な利用を支援する	本会が実施する事業に対する苦情の受付及び報告等。第三者委員の設置
8	職員採用に関する事務	正規職員及び嘱託職員等の採用	職員採用に伴う履歴書等書類選考及び筆記・面接等試験の実施
9	会員管理に関する事務	本会会員の適正な管理を行う	個人会員・団体会員・特別賛助会員・活動会員の個人情報管理
10	寄付金等取扱い事務	本会に対する寄付金及び寄付物品の適正な受領を行う	一般寄付金・特定寄付金・その他の寄付・寄付物品に関する情報の管理
11	移送サービス事業	日常生活において公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出支援を行う	運行協力員が運転する福祉型軽自動車（全9台）による外出支援の移送サービス。利用者は登録を行い、年会費（1,000円）及び利用料（800円/30分）を支払う
12	生活資金貸付事業	低所得のため、不測の事態により緊急に援護を必要とする者に対して資金貸付を行うことにより、対象世帯の自立更正を図る	1世帯あたり15万円を上限とした貸付事業。返済期間は、6万円までは1年半以内、6万円以上は2年半以内

	事業名	事業の目的	事業の概要
13	入学資金貸付事業	低所得世帯に属する児童が高等学校・大学等へ入学するために必要な資金を扶養義務者に貸付けることにより、児童の福祉増進を図る	高校・専修学校・大学等の入学に際し必要な入学資金の無利子での貸付事業。返済は、卒業時から6ヶ月間据え置き後、5年以内
14	見舞金支給事業	低所得世帯等に歳末見舞金を支給することにより、対象世帯の福祉増進を図る	民生児童委員が低所得と認めた世帯、生活保護廃止後1年以内で民生児童委員が低所得と認めた世帯に対し、2万円の歳末見舞金を支給
15	交通遺児家庭に対する援護費支給事業	生計中心者が交通事故により死亡又は後遺障害を負った児童のいる低所得世帯に対し、援護費を支給することにより、対象世帯の福祉増進を図る	1人あたり月額3,500円を、年2回に分けて支給
16	高等学校生徒に対する教材代助成事業	低所得者及び児童養護施設入所者で高等学校等に就学する生徒に対し、教材代を給付することにより、福祉の増進を図る	1人あたり月額2,500円を、年2回に分けて助成
17	むさしのジャンボリー参加費助成事業	低所得世帯の児童に対し、むさしのジャンボリーの参加費を助成することにより、児童の福祉向上及び健全育成を図る	1人あたり2,500円を助成
18	入学祝い金支給事業	低所得世帯の翌年度に小学校に入学する児童に対し、祝い金を贈呈することにより、児童の福祉向上及び健全育成を図る	ひとり親家庭医療費助成制度の対象世帯、民生児童委員から推薦のあった世帯で、次年度に小学校に入学する児童に対し、1人あたり2万円を贈呈
19	高齢者訪問理容・美容サービス事業	外出困難な要介護高齢者に対し、理容または美容サービスを行い、保健衛生の向上を図ると共に、経済的負担を軽減する	在宅で要介護3～5の外出が著しく困難な高齢者に対し、出張調髪サービスを受けることのできる理容券または美容券を年間5枚を上限に発行
20	重度心身障害者理容・美容サービス助成事業	外出困難な重度心身障害者に対し、理容または美容サービス助成を行い、保健衛生の向上を図ると共に、経済的負担を軽減する	身体障害者手帳下肢または体幹機能障害1・2級、愛の手帳1・2度、身体障害者手帳視覚障害1級の者に対し、出張調髪サービスを受けることのできる理容券または美容券を年間5枚を上限に発行
21	地域福祉活動推進協議会活動費交付事業	地域福祉活動推進協議会に対し、活動費を補助することで、協議会の育成及び地域福祉推進に寄与する	1地域あたり40万円を上限とした活動費及び前年度市民協入会者数に応じた助成金、災害時要援護者対策事業における要援護者数に応じた活動費を助成
22	ボランティア・地域福祉活動助成事業	ボランティア団体及び市民活動団体の行う事業に対し、助成を行うことで地域福祉の推進を図る	主に武蔵野市民を対象とした事業に対し、活動実績が1年未満の団体の行う事業には上限5万円、活動実績が1年以上の団体の行う事業には上限20万円を助成

	事業名	事業の目的	事業の概要
23	広報委員会	市民参加による地域福祉等に関する広報の企画・作成を行い広く市民に対する啓発を行う	市民社協だよりふれあいの発行に関し、掲載内容の企画・検討、記事校正等
24	福祉用具貸出サービス事業	車いす等の福祉用具の貸出により、対象者の健康増進と家族の負担を軽減することにより福祉向上を図る	高齢者や身体障害者、ケガ等で一時的に車いすが必要な方に対し、1ヶ月を限度に貸出
25	後援・協賛及び共催等に関する事務	他団体等が開催する行事等の趣旨に賛同するものに対し、本会の名義使用により、その開催を援助する	福祉・保健衛生の向上・推進をめざし、公益性のある事業で申請のあったものに対する名義使用等の後援等
26	ふれあい福祉学習検討委員会	広く市民に高齢者等への理解を深めるために、福祉学習の実施方法及び内容を検討し、実施する	高齢者福祉施設等の有志職員による委員会を設置し、小中学校等における高齢者理解を促進するための授業の実施及びその内容の検討
27	チャリティゴルフ大会	地域福祉活動のための事業資金を確保する	関連団体等による実行委員会を組織し、ゴルフ大会を実施。大会による収益は、本会の会計へ繰り入れ
28	共同募金及び歳末たすけあい募金に関する事務	広く市民に対し募金活動を実施し、地域福祉活動事業等の社会福祉を目的とする事業に適切に活用する	共同募金実施期間における募金活動の実施
29	東京都共同募金会武蔵野地区配分推せん委員会に関する事務	市民の地域福祉ニーズに応じて、地域における募金の配分を調整し、東京都共同募金会に対して意見具申を行い、地域の福祉ニーズへ反映させる	ボランティア・市民活動団体助成事業の助成先の審査及び決定。共同募金の地区配分先を公募し、順位を付して東京都共同募金会に推薦
30	ボランティアセンター武蔵野運営委員会	ボランティア活動を総合的に推進する事業の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置する	ボランティアセンター武蔵野の事業実施のため、運営委員会の開催、事業内容の検討及び実施協力
31	ボランティアセンター武蔵野において実施する各種事業	地域福祉におけるボランティア活動を総合的に推進する	ボランティア活動の啓発に関する講演会・講習会・研修会・交流会等の実施
32	ボランティア保険及び行事保険取扱い事務	ボランティア活動者及び行事主催者が、活動中における活動者本人または行事参加者のケガ及び他人に対して損害を与えたことによる損害賠償問題を補償する保険	ボランティア保険及び行事保険に加入を希望する個人または団体からの保険加入手続きを東京都社会福祉協議会からの依頼により実施
33	ドライブレクリエーション事業	日頃、外出の機会の少ない障害者等を対象に、個人タクシー組合の協力を得て、社会参加や外出の機会を提供する	個人タクシー組合武三支部の協力により、障害者等の日帰りレクリエーションを実施
34	生活福祉資金貸付事業取扱い事務	低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯及び離職者等の経済的自立支援のための貸付制度の事務を行う	低所得世帯等に対し、福祉資金・教育支援資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金の各種貸付事務を実施
35	低所得者・離職者対策事業取扱い事務	生活に困窮する低所得者・離職者への対策強化、並びに安定・自立した生活を促すことを目的に学習塾代・受験料の貸付を行う	上級学校（高校・大学等）に進学する低所得世帯に対し、学習塾等受講料や上級学校の受験料の貸付事務を実施

	事業名	事業の目的	事業の概要
36	テンミリオンハウス起業・運営支援事業	武蔵野市テンミリオンハウス事業の新規開設及び既存施設の運営団体等に対し、テンミリオンハウスの円滑な運営のために必要な支援を行う	テンミリオンハウス運営団体の補助交付申請に係る事業計画及び予算作成支援のほか、運営団体の定例会への参加、事業計画の進捗状況確認、運営団体代表者連絡会、スタッフ研修の開催
37	地域活動支援事業	障害のある方が日常生活を送るうえで必要な講座・講習会や趣味や教養の講座等により、地域との相互理解を深めながら、障害のある方々の社会参加と自立支援を目指す	主に障害者福祉センターを会場として、障害のある方のための趣味や教養の講座の実施、障害者支援のための講習会の実施、心のバリアフリー啓発のための講座の実施